

京都市ネーミングライツ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の施設、イベント等の通称を決定する権利を民間事業者等に付与することにより、民間事業者等の広告の機会を拡大するとともに、本市の新たな財源を確保し、もって地域経済活動の活性化及び本市財政の健全化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 本市の施設、イベント等について、本市条例、規則等に定める名称に代えて使用する通称を付与する権利のことをいう。
- (2) 局長等 京都市事務分掌条例第1条に規定する局長（京都市局長等専決規定における専決事項として、本市の公有財産及び物品への広告の掲載の決定及び契約に関することが規定される担当局長を含む。）、会計室長、区長、消防局長、教育長、市会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び人事委員会事務局長をいう。

(基本的な考え方)

第3条 ネーミングライツ事業は、本市の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる本市の施設、イベント等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

(契約を行わない業種等)

第4条 京都市広告事業実施要綱及び京都市広告掲載基準に合致しない業種及び事業者については、ネーミングライツ事業による契約の当事者となることはできない。

(名称の表記方法)

第5条 ネーミングライツ事業により、民間事業者等が付与する名称の表記方法については、京都市広告事業実施要綱及び京都市広告掲載基準に合致するものでなければならない。

(施設等を特定して実施する事業)

第6条 局長等は、実施媒体、募集方法、予定価格、選定方法その他ネーミングライツ事業の実施について必要な事項を定め、ネーミングライツ事業を実施することができる。

(市民等の提案により実施する事業)

第7条 前条によるもののほか、行財政局財政担当局長は、実施媒体等を定めることなく、本市の施設、イベント等について、ネーミングライツ事業に係る提案を受け付ける市民等提案制度を実施することができる。

- 2 局長等は、前項の市民等提案制度において提案のあった本市の施設、イベント等についてネーミングライツ事業を実施することができる。

(名称の審査)

第8条 民間事業者等が付与する名称の選定及び審査を行うため、審査委員会を設置することとする。

2 局長等は、ネーミングライツ事業による契約の相手方の決定に当たっては、審査委員会の審査結果を尊重しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則 (20.10.30決定)

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則 (21.3.31決定)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (24.7.10決定)

この要綱は、平成24年7月11日から実施する。

附 則 (27.1.28決定)

この要綱は、平成27年1月30日から実施する。